

専門理学療法士制度

研修活動ポイント換算についてのQ&A

Q22. 学会発表をした場合は、1つの学会で参加ポイントと発表ポイントを取得できますか？

A22) 出来ます。

Q23. 同一学会で2つの演題発表を行いました。発表ポイントは2つ分取得できますか？

A23) 出来ます。「参加ポイント×1」に加えて「発表ポイント×2」となります。

Q24. 学会に参加したのですが、参加証を紛失しました。発表はしていません。

A24) 参加が証明できなければ、ポイントとしては認められません。

Q25. 学会発表をしたのですが、参加証を紛失しました。

A25) 学会発表のプログラムや抄録のコピーなど発表が証明できる書類のコピーがあれば、参加ポイントも認められます。

Q26. 海外で受けた講習会は履修ポイントになりますか？

A26) JPTA NEWS No.260 (別冊) P14~15の大項目2「*6」に該当する場合は、講習会主催者が「様式第3号 専門理学療法士制度ポイント認定講習会・研修会認証申請書」を協会に申請し、ポイントが付与される講習会として認証されなければなりません。認証を受けていない講習会については、ポイントとして認められません。

Q27. 公的機関の定める資格によってポイントを換算する場合、JPTA NEWS No.260 (別冊) P15に「認定・更新に必要なポイントの1/2」と明記されているが、よくわかりません。

A27) 新プロ修了年度によって、認定に必要なポイントは異なります。例えば2004年度に新プロを修了した場合は、必要ポイントが50ポイントなので、公的機関の定める資格を取得していれば25ポイントが認められます。2005年度に新プロを修了している場合は、必要ポイントが100ポイントなので、公的機関の定める資格を取得していれば50ポイントとして認められます。

ただし、これは2007年度までの新プロ修了者に有効です。2008年度以降の修了者は、**560ポイント-180ポイント(認定理学療法士資格) / 2 = 190ポイント**が適応されます。

Q28. 公的機関の定める資格を取得していれば、どの専門領域でもポイントとして認められますか？

A28) 各専門領域部会で認められた場合はポイントとなります。

Q29. 公的機関の定める資格については、協会に確認せねばならないのですか？

A29) 現在は、3学会合同呼吸療法認定士、心臓リハビリテーション学会心臓リハビリテーション指導士、日本糖尿病療養指導士、健康運動指導士、が対象です。今後、認定する公的機関の定める資格は拡大していく方針ですが、そのつど広報いたしますので、ご確認ください。

Q30. ブロック主催の研修会(講習会)の受講ポイントは、協会主催の20ポイント、県士会主催の10ポイントどちらになりますか？

A30) ブロック主催ではありますが、運営主体は各都道府県士会なので、県士会主催の研修会となります。

Q31. 受講した講習会や研修会が、ポイントが付与されるものかどうかわかりません。

A31) 講習会や研修会の主催者に問い合わせてください。JPTA NEWS No.260 (別冊) P14~15 の大項目 2「*6」に該当する場合は、講習会主催者が「様式第 3 号 専門理学療法制度ポイント認定講習会・研修会認証申請書」を協会に申請し、ポイントが付与される講習会として認証されなければなりません。認証を受けていない講習会については、ポイントとして認められません。

Q32. JPTA NEWS No.260 (別冊) P14~15 の大項目 1 項目 8)の*3 について、その都度協会に確認をしなければいけないのでしょうか。すべての学会を認めることはできないのでしょうか。

A32) 現在、国内の学会は大変多く存在します。専門理学療法士制度は、日本理学療法士協会が認定する制度ですので、日本理学療法士協会での判定が必要である、ということです。

Q33. 卒業校の卒業論文は筆頭報告者としての論文として認められますか？

A33) 理学療法士になった後の活動として必要ですので、認められません。

Q34. 実習指導者業績証明書に署名する欄がありますが、これは学校長名を記載すればよろしいのでしょうか？それとも担当者が発行するので担当者名でよろしいのでしょうか。どちらでも良いのでしょうか？

A34) 担当者名という記載ですが、証明できればどちらでもかまいません。

Q35. シンポジストとしての活動は、JPTA NEWS No.260 (別冊) P14~15 大項目 5 の講習会の講師には認められないのでしょうか？発表時間が 90 分を超えませんか。

A35) シンポジストの実質の発表時間は 10 分でも、プログラムの時間全体が認定の対象になります。90 分を超えるシンポジウムであれば講師としてポイントが認められます。ただし、シンポジウムの内容を専門領域が認めた場合に限りです。